

○ 通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等に関する事務の取扱いについて

平成元年11月30日最高裁総三第33号高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あて総務局長、刑事局長通達

改正 平成7年11月8日最高裁総三第82号

標記の事務の取扱いについて下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 刑事事件について、国語に通じない証人若しくは鑑定人の尋問及び供述又は国語に通じない被告人に対する質問及び供述（以下「証人尋問等」という。）を通訳人に通訳させた場合において、裁判長の命令により録音装置を使用してこれを録取したときは、裁判所書記官は、録音装置を使用して録取したもの（以下「録音体」という。）を当該事件の事件記録とともに保管する。

従前、裁判長の命令により録音装置を使用して証人尋問等を録取している場合において、現に録音体が保管されているときも、同様とする。

2 上訴、差戻し、移送等の事由により他の裁判所に当該事件の事件記録を送付する場合には、1の録音体を事件記録とともに送付する。

3 当該事件の終結後においては、1の録音体は、平成4年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」の定めるところに準じて、当該事件の事件記録とともにこれを検察官に送付し、又は保存する。ただし、第一審裁判所の公判において公

訴事實に争いがなく、執行猶予付き判決で確定した事件については、この取扱いによらないことができる。